

《個室を設けないその他の浴場》

A 構造設備

1. 風紀措置等

- 1) 出入口、脱衣室、洗場及び浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けなければならない。ただし、福利厚生浴場又はその他の浴場であって知事が出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものにあつては区別をしないことができる（条例第3条第1項）

2. 換気、採光及び照明

- 1) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。（条例第4条第5号）
- 2) 夜間は適当な照明をなし、尚停電その他照明事故のために、灯火、ローソク等の予備設備を備えなければならない。（条例第5条）
- 3) 下足場、脱衣室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。（細則第2条第1項第11号）
- 4) 脱衣場には、換気設備を設けること。（細則第2条第3項第1号）

3. 脱衣室の面積、構造

- 1) 公衆浴場（乳児が通常利用しないものを除く。）には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。（条例第3条第2項）
- 2) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。（条例第4条第6号）
- 3) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。（条例第4条第7号）
- 4) 公衆浴場には、冬季間その脱衣室に適当な防寒装置をしなければならない。
(条例第6条)
- 5) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。（条例第8条第5号）
- 6) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男女浴槽内の湯が直接通じないようにすること。（条例第9条の2：条例第4条第1号）
- 7) 脱衣場には、換気設備を設けること。（細則第2条第3項第1号）

a) 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。
(要領Ⅱ第1-3(4))

b) 洗面設備を設けること。(要領Ⅱ第1-3(6))

4. 浴室

1) 洗い場及び浴槽は洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。(条例第4条第3号)

2) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。(条例第4条第5号)

3) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。(条例第4条第9号)

4) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天ぶろの浴槽水が混入しない構造とすること。
(条例第4条第10号)

5) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。(条例第8条第5号)

6) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男女浴槽内の湯が直接通じないようにすること。(条例第9条の2：条例第4条第1号)

7) 浴室には、サウナ設備、砂ぶろ、ぬかぶろ等のほか、洗い場及びシャワー又は浴槽を設け、並びに上がり湯を備えること。(条例第9条の2：条例第9条第1号)

8) 浴室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。(条例第9条の2：条例第9条第2号の2)

9) 浴室には、ボイラーを設けないこと。(条例第9条の2：条例第9条第3号)

10) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1m以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。(細則第2条第3項第2号)

11) 浴室(個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。)の壁のうち床面から高さ1mまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。)で造り、それらの表面は平滑で洗浄しやすい構造とすること。(細則第2条第3項第3号)

12) 洗い場の床に、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。

(細則第2条第3項第3号)

- a) 浴室の床面は、流し湯が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。(要領Ⅱ第1-4(3))
- b) 浴槽は、洗い水等の流入を防止するため上縁が洗い場の床面よりおおむね5cm以上(15cm以上が望ましいこと。)の適当な高さを有すること。(要領Ⅱ第1-4(10))
- c) 屋外には、洗い場を設けないこと。(要領Ⅱ第1-10(2))

5. サウナ室、サウナ設備

- 1) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。(条例第4条第5号)
- 2) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。(条例第4条第9号)
- 3) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。(条例第8条第10号)
- 4) サウナ室及びサウナ設備には温度調節装置を備え、サウナ室には非常警報装置を備えること。(条例第8条第11号)
- 5) サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。(条例第8条第13号)
- 6) 蒸し風呂は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。(細則第2条第3項第5号)

6. 給水、給湯設備

- 1) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する照明を経た飲用水を供給する設備を設けること。(条例第8条第5号)
 - a) 浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。(要領Ⅱ第1-4(12)2))
 - b) 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒装置が備えられていること。貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。(要領Ⅱ第1-6(2))

7. 排水設備

- 1) 汚水の排水路は、ふたをし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとするこ

と。ただし、公共の下水道に流出させることが困難な場合には、飲料水の水源から5m以上離れたところに、不浸透性材料で造られ、かつ、ふたのある汚水だめを設けることができる。(細則第2条第1項)

8. 便所

- 1) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。(条例第9条の2：第4条第8号)

9. ろ過設備等

- 1) ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。(要領Ⅱ第1-4(12)1))
- 2) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。(要領Ⅱ第1-4(12)3))
- 3) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー環水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。(要領Ⅱ第1-4(16))
- 4) 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー式であること。(要領Ⅱ第1-4(18))
- 5) 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。(要領Ⅱ第1-4(19))
- 6) 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。(要領Ⅱ第1-4(22))

10. 構造設備の変更の制限

- 1) 条例第1～第9条の2までの各条に規定するものの外、公衆浴場法第2条の規定による許可を受けた構造設備を変更して、公衆衛生上支障をきたす虞がある構造設備としてはならない。(条例第10条)

B 維持管理

11. 施設周囲、全般

a) 施設設備は、次表により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。

なお、消毒には材質等に応じ、適切な消毒剤を用いることとし、河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。(要領Ⅲ第1-1(1))

| 場 所 | 清 掃 及 び 消 毒 |
|--|---|
| 脱衣室内の人が直接接触するところ (床、壁、脱衣箱、体重計等) | 毎日清掃 1月に1回以上消毒 |
| 浴室内の人が直接接するところ(床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等) | 毎日清掃 1月に1回以上消毒 |
| 浴槽 | 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただしこれにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃 |
| ろ過器及び循環配管 | 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について、適切な消毒方法で生物膜を除去、消毒 図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。 |
| 水位計配管 | 少なくとも週に1回、適切な消毒方法で生物膜を除去 |
| シャワー | 少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水 |
| 集毛器 | 毎日清掃 |
| 貯湯槽 | 60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は消毒装置を設置し、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒 設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。 |

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 調節箱 | 生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒 |
| 気泡発生装置 | 適宜清掃、消毒 |
| 浴室内の排水口 | 適宜清掃し、汚水を適切に排水する |
| 空気調和装置(フィルター等) 換気扇 | 適宜清掃 |
| 飲用水を供給する受水槽、高置水槽 | 1年に1回以上清掃 |
| その他の給水、給湯設備 | 必要に応じて清掃、消毒 |
| 便所 | 毎日清掃し、防臭に努める 1月1回以上消毒 |
| 排水設備(排水溝、排水管、汚水ます、温水器(排湯熱交換器)等) | 適宜清掃し、防臭に努め、常に流通を良好に保ち1月に1回以上消毒 |

| 場 所 | 清 掃 及 び 消 毒 |
|----------------------------|-------------------|
| その他の施設(娯楽室、マッサージ室、アシチック室等) | 毎日清掃 6月に1回以上消毒 |
| 施設の周囲 | 毎日清掃 |

b) 施設の内外におけるねずみ、衛生害虫等の生息状態について次表により点検し、適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。(要領Ⅲ第1-1(2))

| 場 所 | 点 検 回 数 |
|----------------|---------|
| 脱衣室、浴室、便所、排水設備 | 1月に1回以上 |
| その他の設備 | 6月に1回以上 |

12. 風紀措置等

- 1) 家族風呂を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。(条例第8条第9号)
- 2) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。(条例第9条の2：条例第9条第6号)

3) 浴室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他のものを展示しないこと。

(条例第9条の2：条例第9条第7号)

13. 換気、採光及び照明、防寒装置

1) 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。(法第3条第1項)

2) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他の入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。

(細則第2条第1項11号：同条第3項第6号)

14. 使用水

1) 浴室で使用する水について、知事の定める水質基準に適合するよう管理しなければならない。(条例第7条第2項)

2) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。(条例第8条第5条)

3) 浴室で使用する水について、水質基準は次に定めるとおりとする。ただし、基準アの(ア)～(エ)まで並びにイの(ア)及び(イ)にあつては、知事の承認を受けたものについては、当該基準によらないことができる。(細則第2条の3)

ア 原水、原湯、上り湯及び上り水が次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 色度が5度以下であること。

(イ) 濁度が2度以下であること。

(ウ) 水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。

(エ) 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下(これにより難しい場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下)であること。

(オ) 大腸菌が検出されないこと。

(カ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

イ 浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 濁度が5度以下であること。

(イ) 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下(これにより難しい場合にあつては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下)であること。

(ウ) 大腸菌群が1ミリリットル中1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

a) 水道法の適用を受けない飲用水及び水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽（以下、「小規模受水槽」）から供給を受ける飲用水について、次の表による水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管すること。

（要領Ⅲ第1-6(2)）

○ 水道法の適用を受けない飲用水

| 検査対象 | 検査回数 |
|---|---------|
| 色、濁り、臭い、味 | 1日に1回以上 |
| 水質基準に関する省令のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤、その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項 | 1年に1回以上 |

○ 小規模受水槽

| 検査対象 | 検査回数 |
|-----------|---------|
| 色、濁り、臭い、味 | 1日に1回以上 |

b) (原湯、原水、上り湯及び上り用水について、) 1年に1回以上、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。(指針第3第2号ウ)

c) (浴槽水について、) ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上、連日使用している浴槽水は、1年に2回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上。)、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。(指針第4第2号ウ)

d) 検査の依頼にあたっては、精度管理を行っている検査機関に依頼することが望ましい。

15. 浴室

1) 営業者又は公衆浴場の管理者は、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。

(法第5条第2項)

2) 営業者は、公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天ぶろについて次の各号の措置をしなければならない。

(条例第7条第1～5項)

ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒をすること。

イ 前号の規定にかかわらず、次に掲げる設備については、当該設備の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずること。

① 連日使用型循環浴槽水（24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水をいう。）を用いる浴槽及び気泡発生装置等（気泡を発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。）

1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

② 浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）及び水位計配管（水位計に接続する配管）

1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

③ シャワー 1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。

④ 集毛器 毎日清掃し、及び消毒すること。

⑤ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）及び調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。） 1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。

ウ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

エ 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。

3) 連日使用型循環浴槽水の取替えは、前号の規定（条例第8条第1号）にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。（条例第8条第1号の2）

4) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。（条例第8条第1号の3）

5) 気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

(条例第8条第1号の4)

6) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温を保つこと。(条例第8条第2号)

(※ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。)

7) 薬湯の場合は、申請書に付記した配合分量を常に維持すること。(条例第8条第3号)

8) 回収槽(浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。)内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。(条例第8条第3号の2)

9) 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。(条例第8条第3号の3)

10) シャワーは、その内部に貯留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

11) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。(条例第8条第4号)

12) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。(条例第8条第5号)

13) 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。(条例第8条第5号の2)

14) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。

(条例第8条第7号)

15) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。(条例第8条第10号)

a) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1mg/Lを越えないよう努めること。結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。(要領Ⅲ第1-5(5))

(注) ※1 温泉水等を使用し、塩素系薬剤を使用する場合には、温泉水等に含まれる成分と塩素系薬剤との相互作用の有無などについて、事前に十分な調査を行うこと。

※2 塩素系薬剤が使用できない場合とは、低pHの泉質のため有毒な塩素ガスを発生する場合、有機質を多く含む泉質のため消毒剤の投入が困難な場合、又は循環配管を使用しない浴槽で、浴槽の容量に比して原湯若しくは原水の流量が多く遊

離残留塩素の維持が困難な場合などを指す。この場合、浴槽水を毎日完全に換水し、浴槽、ろ過器及び循環配管を十分清掃・消毒を行うこと等により、生物膜の生成を防止すること。

※3 高pHの泉質に塩素系薬剤だけを用いて消毒をする場合には、レジオネラ属菌の検査により殺菌効果を検証し、遊離残留塩素濃度を維持して接触時間を長くするか、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定することで十分な消毒に配慮すること。あるいは、結合塩素であるモノクロラミン消毒によること。アンモニア性窒素を含む場合や高pHの温泉浴槽水の消毒には、濃度管理が容易で、十分な消毒効果が期待できるモノクロラミンがより適していること。

※4 オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒などの消毒方法を採用する場合には、塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を行うこと。また、オゾン殺菌等他の消毒方法を用いる場合には、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておくこと。

※5 オゾン殺菌による場合は、高濃度のオゾンが人体に有害であるため、活性炭による廃オゾンの処理を行うなど浴槽水中にオゾンを含んだ気泡が存在しないようにすること。

※6 紫外線殺菌による場合は、透過率、浴槽水の温度、照射比等を考慮して、十分な照射量であること。また、紫外線ランプのガラス管が汚れると効力が落ちるため、常時ガラス面の保つよう管理すること。

b) 循環式浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過器の直前に投入すること。(要領Ⅲ第1-5(6))

c) 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。(要領Ⅲ第1-5(7))

(注) ※1 薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。

※2 注入弁のノズルが詰まっていたり、空気をかんだりして送液が停止していないか等、送液ポンプが正常に作動し薬液の注入が行われていることを毎日確認すること。

※3 注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。

d) オーバーフロー水及び回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒するこ

と。(要領Ⅲ第1-5(8))

e) 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。(要領Ⅲ第1-5(11))

16. サウナ室、サウナ設備

1) 営業者は、公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天ぶろについて次の各号の措置をしなければならない。

(条例第7条第1項)

ア 常に清潔を保つよう毎日清掃し、定期的に消毒すること。

イ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

ウ 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。

2) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。(条例第8条第10号)

a) 1月に1回以上保守点検するとともに、室内の温度及び湿度について定期的に測定し、その記録を作成し、これを3年以上保存すること。人に接触するものは、入浴者1人ごとに洗濯したものをを用いること。(要領Ⅲ第1-8(1)4)

17. 便所

1) 営業者は、公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天ぶろについて次の各号の措置をしなければならない。

(条例第7条第1項第1,4,5号)

ア 常に清潔を保つよう毎日清掃し、定期的に消毒すること。

イ ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

ウ 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。

18. 自主管理体制

a) 営業者は自主管理マニュアル及びその点検表を作成し、従業者に周知徹底すること。

(要領Ⅳ-1)

b) 営業者は、自主管理を効果的に行うため、自らが責任者となり又は従業者のうちから責任者を定めること。(要領Ⅳ-2)

c) 施設利用者中にレジオネラ症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の点に注意し、直ちに保健所に通報し、その指示に従うこと。(要領Ⅳ-4)

- (1) 浴槽、ろ過器等施設の現状を保持すること。
- (2) 浴槽の使用を中止すること。
- (3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わないこと。

※ 浴槽内等に消毒剤が投入されると生きたレジオネラ属菌の検出は困難となるが、遺伝子を検出することは可能である。

19. その他の措置

- 1) 営業者は伝染性の疾病にかかっているものと認められるものに対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。(法第4条)
- 2) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。(条例第8条第6号)
- 3) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のいないものは、入浴させないこと。

(条例第8条第8号)

- 4) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。

(条例第9条の2：条例第9条第5号)

- a) 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意喚起する他、入浴料金、営業時間、入浴者の心得、その他必要な事項を掲示すること。(要領Ⅲ第1-11(1))
- b) 露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。

20. 変更等の届出

- 1) 法令上の届出が規定どおり行われていること。(10日以内) (規則第4条)